

公益社団法人みよし市シルバー人材センター会員就業規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人みよし市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の会員の就業に関する事項を定める。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的に働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助・共働の実をあげようとするものである。

2 会員は、就業にあたって社会的地位や性別、信条、宗教、国籍などの理由で差別を受けない。

第2章 就業

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括してその交渉にあたるものとし、会員は発注者と受注者又は作業条件等について、直接の交渉当事者とならない。

(仕事の配分手順等)

第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打ち合わせを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。又、センターは、会員の就業に対し、適切な助言をするものとする。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就労上の留意事項)

第6条 会員は、就労に当たり相互に次の点に留意すること。

- (1) センターから提出された仕事について、誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターに届け出ること。
- (3) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは、他にもらさないこと。
- (4) 就業にあたっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第7条 会員が共同作業を必要とする場合は、前章の就業に関する定めに加え、次の点に留意すること。

- (1) 就業会員は、その中からリーダーを互選する。リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打合わせなどにつき、センターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。
- (4) 就業会員が就業中、けがをし、又は病気にかかったときには、共同作業中の会員は、直ちにリーダー、センター又は発注者に連絡などの処置をとるようにすること。

第4章 保険補償

(傷害保険)

第8条 会員の就業中などにおける死傷病については、センターが加入する「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

2 会員の故意又は重大な過失による時、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

(始末書の提出及び責務)

第 9 条 会員は、第 6 条、第 7 条及び第 8 条、並びに会員の不適切行為に対する就業制限・処分の判断基準内規に基づき、センター及び会員の信頼を喪失する行為、又はこれに相当する事実が発生した場合は、「様式1」の始末書を提出することとする。

2 会員が、前条の規定に反した事実により賠償及び賠償が生じた場合は、その責務を負担することとする。また、事務局は会員が公用車の使用による事故の報告を受けた場合は、様式1に「事務局事項処理記録用「公用車事故報告書」」を添付し、保管することとする。

第 5 章 雑 則

第 10 条 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成 24 年 4 月 1 日)

この規約は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。